

養育ブック 改訂版

～不適切な関わりに陥らないために～



平成30年 3月

神奈川県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会
子どもの権利擁護研究会

はじめに

この度、社会的養護を必要とする子どもたちに真の幸せを提供すべく、当協議会が子どもの権利を護るために今までに研究会を設置し、作成してきた次の指針等について見直しを行うこととなりました。

- ①「子どもの権利を擁護するために」指針及び「想定事例集」（平成18年9月）
〔施設内での子ども同士による性的事故から子どもを守るために〕
- ②「子どもの権利を擁護するために」Part2（平成20年3月）
〔施設内での職員から子どもへの性的権利侵害を防止するために〕
- ③「子どもの安全と安心を護る養育ブック」（平成22年3月）
〔ケアの孤立化、密室化の予防、施設職員や里親の悩みや迷いの緩和、虐待を予防するために〕

今回、見直しを行うに至った経緯は、子どもたちを取り巻く環境が変わってきており、「SNS等の情報媒体の変化」や「子ども自身が抱えている内的課題の変容」があること。社会状況として「人材確保・人材育成の困難さ」があること。さらに、「社会福祉法の改正・児童福祉法の改正・小規模化でのケアのあり方」などへの対応が求められていることです。そうした背景も鑑み、現状に即した内容となるようにしました。

改訂につきましては、上記の①と③を骨格としました。この『養育ブック改訂版』は、③をベースとしたものです。子どもの豊かな心を育むには職員も豊かな心であることが必要不可欠ですので、職員処遇についても言及しました。また、初めて子どもを迎える里親、養育経験の浅い新任職員等にも理解しやすく、手にとりやすく、実践に役立つ内容となるように心がけました。

最後に、一人ひとりの子どもの最善の利益を護るということについては、昔も今も関係なく、普遍的なものであり、その座標軸は決してぶれるものではありません。

平成30年3月

神奈川県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会
子どもの権利擁護研究会

座長 鶴飼 一晴

目次

はじめに

1. 養育ということ	
(1) 愛情をそそぎ、子どもとともに成長する	・・・ 1
(2) 不適切な関わりとは	・・・ 2
(3) 家庭（的）養育で起こりやすいこと	・・・ 3
(4) 里親家庭に起こりやすい気持ち	・・・ 4
2. 不適切な関わりに陥らないために	
(1) リスクのある養育環境であることを意識しておく	・・・ 5
(2) 子どもの言葉や態度に刺激を受けることを意識しておく	・・・ 6
(3) 具体的にできることとして	・・・ 7
【コラム】・・・『相談できる?』	・・・ 8
(4) タイムアウト、レスパイト等の具体的方策を持つ	・・・ 9
(5) 言葉や態度の背後にあるものへの理解を深める	・・・ 10
(6) 養育者間で起こることについて	・・・ 11
(7) 組織のなかで意識したいこと（立場のもたらすもの）	・・・ 11
【コラム】・・・『意見の出やすい仕組みや工夫』	・・・ 12
3. 子どもの意見や意思を尊重するために	
(1) 措置委託まで	・・・ 13
(2) 生活が始まってから	・・・ 13
(3) 権利ノート、意見箱などについて	・・・ 14
(4) 自立支援計画策定時の聴き取り	・・・ 14
【コラム】・・・『愛着関係をどうとらえるか』	・・・ 15
4. 不適切な関わりが起きてしまったら	
(1) 確認する	・・・ 17
(2) 支援を振り返る	・・・ 17
(3) 風通しのよい組織をつくる	・・・ 18
(4) 外部の目を入れる	・・・ 19
(5) 養育者のスキルアップを図る	・・・ 19
(6) 子どもが意見表明できる仕組みを再確認する	・・・ 20
5. 被措置児童等虐待について	
(1) 被措置児童等虐待とは	・・・ 21
(2) 起きた場合の対応	・・・ 21
【コラム】・・・『ひとりひとりの素晴らしい人生のために』	・・・ 22
資料：子どもの権利擁護研究会の設置について	・・・ 23
参考：当協議会が作成した権利擁護関連冊子の流れと相関	・・・ 25

1. 養育ということ

(1) 愛情をそそぎ、子どもとともに成長する

- ・養育は子どもの成長を願い、手をかけ、心を尽くし、その暮らしのなかで直面する壁の一つひとつを子どもとともに乗り越えていくという日々のくり返しです。そして気がつけば、体も心も大きくなった子どもの成長に驚き、いつしか育てていたはずの子どもが自分をも越えた豊かな大人へとなっている。そこに深い喜びがあります。
- ・家庭、家族というものは、もともと完成されたものではなく、養育を通じた日常生活の積み重ねのなかで「家庭になっていく」「家族になっていく」ものです。
- ・里親家庭、家庭的養育を目指す施設、私たちは子どもとの間に血縁はありませんが、養育ということを大切に考え、ときに必要な議論を重ね、子どもたちが必要とすることにも向き合い、子どもとともに成長をしていきましょう。

- 「養育」は、子どもの成長と幸せを願うものです。
- 子どもが心身ともに健やかに成長していくには、「生活の環境が安心できるものであること」と「ともに生活する大人に安心して頼ることができること」の2つが大切になります。
- 社会的養護を必要とする子どもたちは、この2つの安心が揺らいでしまう環境下にありました。
- 養育者は、『場』と『人』が安心できるものとなるように努めましょう。
- 安心した環境を作りだしていくためには、子どもの状況への理解が大切です。本書2-(5)（言葉や態度の背後にあるものへの理解を深める）も参考にしてみてください。
- 安心感が持てなかった子どもたちが安心感を得ていく過程は、子どもと養育者の双方にとって簡単な道のりではありません。養育者も多くの刺激を受け、ときに不適切な関わりをしてしまいそうになることがあります。養育ブックはその予防を目的として作成しました。
- 養育の形は一つではなく、マニュアルのような手順では進みません。この養育ブックも皆さんの直面する状況によって参考になるもの、ならないものがあるでしょうが、そのときに当てはまることを活用してください。



(2) 不適切な関わりとは

- ・「子どもにしっかり育てほしい」という願いは、きちんと躾なければという思いに繋がりがやすく、ときにはこちらが感情を刺激されて、思わず強く言いたくなったり、きつくあたりたくなるときもあるでしょう。それは自然な感情です。
- ・感情のままの対応は良い結果とはなりません。子どもたちの不安や怖れを引き起こすことになります。
- ・あらためて不適切な関わりというものを考え、より良い養育、成長への支援ができるように意識を高めましょう。

- 不適切な関わりとは、次のような例があります。

- ・感情を爆発させ、恐怖を引き起こすような怒声や威圧的態度
- ・ひいきや差別をした対応
- ・子どもの成長に必要な声かけをしない、関わらない
- ・子どもがおこす問題の背景を考察しない一方的な対応
- ・必要以上の行動制限
- ・子どもを物扱いするような対応（乳児入浴場面での「一人もらいます」など）
- ・泣いていたり、不安やさびしさを訴えている子どもを放ったらかしにする



- 不用意な言葉にも注意しましょう。悪気はなくてもからかったりすることや容姿について話題にすること、配慮に欠ける粗雑な言葉が子どもを傷つけていることがあります。
- 不適切な関わりは、支配—被支配という関係につながりやすく、被措置児童等虐待に陥る危険をはらみます。上記にあげた以外にもどのような対応が不適切かを養育者間で話し合ってみましょう。

〈例えば、呼称について話し合ってみましょう〉

子どもを呼ぶときに「〇〇さん」「〇〇くん」と敬称をつける、つけないということについては、どう考えますか？

- 小さい頃は「〇〇ちゃん」だったのが、年齢が高くなると自然と名前だけで呼ぶようになる。
- 威圧的・高圧的な態度になることを防ぐ意識を高くするために呼称をつけている。
- よそよそしいから名前でも呼んで欲しいと子どもから言われる。
- 生活場面と学校場面では分けるなど、TPOや発達段階に応じて呼び方を変えている。

ポイント

日常の関わりや言葉の使い方、呼称のあり方などが、支配的な意識や高圧的態度に繋がっていないか考えてみましょう。



(3) 家庭（的）養育で起こりやすいこと

- 里親家庭は特定の養育者が生活をともにするため、子どもとの関係が難しくなったときに気持ちが切り替えにくく、逃れようのない状況となります。無理に言うことをきかせようとする支配的な力の関係が生じやすくなります。
- グループホームにおいても、一人で子どもに対応をしなくてはならないときに同様の状況が生まれます。施設内でも独立性の高いユニットやホームは同様です。



- 里親やファミリーホームでの養育は、一人ひとりの子どもをきめ細やかに育てていくには望ましいものであり、社会的養護の原理としても、「すべての子どもが適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき」と明文化されています。
- また、施設養育においても、家庭的な養育環境を目指して小規模化が図られ、グループホーム（地域小規模児童養護施設）の開設、本体施設の小規模化が進んでいます。
- しかし、子どもが『安心して自分をゆだねる』というまでの過程は簡単なものではなく、里親や施設職員はいくども子どもと対峙し、ぶつかりあうこととなります。
- 加えて、里親委託や施設入所を必要とする子どもたちは、人との関わりや自分の気持ちの表現に困難を抱えていることも多く、個別の関わりが難しいことも少なくありません。
- 閉鎖的な空間のなかで子どもと一対一にならざるを得ないときには注意をしましょう。感情を刺激されたときに助けもなく、ブレーキが効きにくくなります。
- 「とにかく自分がしっかりとやらなければ」という思いは、孤立した育児環境のなかでは自分も子どもも追い込んでいくこととなります。一人で抱え込んでしまつては苦しくなります。
- うまくいかないことは、子どもに真摯に向き合うなかでは起こるものです。決して恥ずかしいことでも力がないことでもありません。

ポイント

周りの支援機関や施設の管理者は、養育者が助けを求めやすい環境づくりをしましょう。



(4) 里親家庭に起こりやすい気持ち

- 里親委託では自分の家庭に子どもが来るということで、「わが子」の感覚が生まれてきます。
- その感情は自然なことですが、その思いが強固になるがあまり、支援機関等の関わりを遠ざけてしまつては、孤立した養育になってしまいます。
- 家庭に子どもを迎えることではありますが、むしろ個人宅で行っているからこそ、里親サロンに積極的に参加してみるなど、家族内を越えた繋がりを持っておきましょう。

ポイント

迎えた子どもとの関わりでの悩みや迷いは必ず起こります。
同じ立場で気持ちを共有できる場がほしいですね。
いつでも相談していいんですよ。



〈養育についてのメッセージ〉

養育とは、子どもが自分の存在について、「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信をもてるようになることを基本の目的とする。

そのために、安心して自分を委ねられるおとなの存在（養育者の存在）が必要となる。子どもはその養育者によって、まず生きていることそのものを尊い、自分を大切に受けとめられていくことによって、自分や世界（自分のまわりの人、もの、こと、ひいては世の中）を受け入れ、それらに関心を向け、関係をもつようになる。

子どもはこうした関係を形成していく過程をとおして、生きる力を培っていく。すなわち、身体的健康や成長の維持、促進のための姿勢を会得し、一方、人やもの、ことに対して、それぞれの特質に応じて、どのようにかかわったらよいか、つまり、生きていくための知恵やスキルを学んでいく。（中略）

養育に求められる愛情、それは「子どもの存在」そのものをまずそのまま受けとめたうえで、適切な観察力と知見とを総合的に活用して、子どもの特質、状態に即応したかかわり方を個別におこなうことである。外見的に優しい言葉かけや行為にとどまらず、それらが適切な持続力と寛容さをともなう配慮に裏打ちされたものであることが望まれる。

「この子を受けとめて、育むために ～育てる・育ちあういとなみ～」 2008年10月
児童養護における養育のあり方に関する特別委員会報告書（全社協・全養協） より

2. 不適切な関わりに陥らないために

(1) リスクのある養育環境であることを意識しておく

- ・まずは「自分が不適切な関わりをしてしまう可能性があり、不適切な関わりというものは被措置児童等虐待へとつながりやすい」という意識を持ちましょう。
- ・「自分も起こす可能性が高い」という意識が、行き過ぎた関わりへの予防になります。

- 施設や里親家庭で虐待が起きてしまったとき、「児童福祉の現場でなぜ!」「守られるべき最後の砦で!」というような論評を受けることがあります。それは社会的認識として、子どもが守られるべき児童福祉の現場で、その子どもを職員や里親が虐待するなどということがあるはずがない（あってはならない）、という見方がされるからです。
- それは認識としては当然であり、私たちにしても、自分たちが取り組む現場で虐待が起きてしまうなどとは考えたくはありません。まして自分が虐待をするということなど「あるはずがない」と思いたいものです。
- しかし、今の社会的養護の現場は、あってはならないのは勿論けれども、起きて（起こして）しまう可能性が非常に高い環境です。
- 現在の入所理由の大半は虐待を主訴とします。そればかりが理由ではありませんが、施設や里親家庭で育つ子どもたちのなかにいる、人間関係が上手に作れない子ども、関わりへの難しさを抱える子どもの割合は大きなものとなっています。
- そのことに対してのマンパワーや、社会資源としての施設整備などは今も十分ではありません。施設現場では小規模化やユニット化が進むなかで、対応の難しい場面における職員の孤立感や追い込まれも起こっています。養育者が知らず知らずの間に感情を揺さぶられ、不適切な関わりに陥るリスクが、常に高い状況だと捉えましょう。
- ハイリスク環境であることを自覚し、できそうな対策を講じましょう（2-(3)参照）。組織運営上では対策を講じて職員個々人の自覚が乏しければ対策に意識が伴いません。毎年権利擁護研修や体制チェックなど、施設では継続した注意喚起を行いましょ。
- 里親家庭では組織的対策やその場でのフォローが望めません。委託前からの研修や、委託後の具体的かつ継続的な支援体制のいっそうの強化が必要です。

ポイント

不適切な関わりをしてしまいやすい環境のなかで、
私たちは養育に携わっています。

安心
安全

(2) 子どもの言葉や態度に刺激を受けることを意識しておく

- ・子どもから思い通りの反応が返ってくることは（意外に）少ないものです。
- ・「余裕がなくなる」＋「相手との力関係の優位性」において、苛立ちは支配感情につながりやすくなります。支配的な感情とは別に、拒否感情が出ることもあります。そのような心持ちになることは誰にでもあり得ます。

- 社会的養護のもとで育つ子どもの多くは、措置前の家庭等で厳しい養育環境下にあったと言えます。それを考えると、新たな養育者を刺激する行動が、自らの傷ついた心身を再生していく上でむしろ不可欠とも言えます。養育者側がある程度の訓練をしていても、子どもの言動に刺激されることから逃れることは難しいでしょう。
- 養育者側の養育観の枠組みが確立しているほど、刺激を受けてしまうことが多い場合があります。子どもの言動が「思いもよらないもの」に感じてしまうのです。
- 「思いもよらないもの」に対する反応は人それぞれですが、養育者自身に余裕がないとき、疲れがたまっているとき、加えて相手との力関係において自分が優位なときには、「思いもよらない言動を示す相手（子ども）」に対して拒否感情や支配感情が生まれやすくなります。受け止めにくなくなった、抑え込みたくなったりしてしまうのです。
- 一旦生まれた拒否感情を整理することは難しいものです。施設職員、里親として悩むところです。この段階では周りからの指摘を聞き入れにくくなるということにも注意をしておきましょう。
- 「児童福祉の専門職だから」、「里親だから」、という意識は、知らず知らずのうちに「子どもをきちんと育てていかななくては」という強迫観念を持ってしまうことにつながります。子どもを責め、自分を責め、苦しみのなかに入り込んでしまいます。
- また、子どもが養育者を特別な存在として必要以上に頼り、身体的接触も含めた近さを見せることがあります。そういった“近さ”は、過去に子どもが被った体験に由来しているのかもしれないと考えることが必要な場合もあります。性的事故につながらないためにも、そのような視点は大事です。
- 子どもは傷ついているうえに未成熟、そして養育者自身もパーフェクトではありません。うまくいかないことがあって当たり前です。今の社会的養護における子どもたちの養育は、治療的要素の多い、難しいものであり、癒しの過程に寄り添ってともに悩んでいく営みです。子どもを責めず、自分も責めず、関係機関に支援を求めて協働しましょう。

ポイント

余裕がないとき、疲れたときには拒否感情や支配感情が生まれやすくなります。
抱え込まないでくださいね。



(3) 具体的にできることとして

- 自分が刺激を受けてしまうパターンを知りましょう。冷静になることに役立ちます。
 - 具体的な対策は、里親家庭、施設、一時保護所などの環境や状況で変わってくるものです。自分たちには何が必要か考えましょう。
-
- 自分がどういう言葉や態度に刺激されるかは意識しておきましょう。「刺激を受けた自分」を客観視することは冷静さを取り戻すことに役立ちます。怪我や病気のように原因不明のままでは不安がつづることがあるように、因果関係をきちんと捉えることが必要以上の不安やストレスを抱え込むことを防いでくれます。
 - 子どもたちの言動が同じものだとしても、関わる大人によってその受け止め方は違います。自分はどういう場合に刺激を受けやすいのか、刺激を受けた場合にどのような反応をしてしまいやすいのかを知っておくと、「刺激を受けた自分」を客観視し冷静になりやすいものです。
 - 自分自身の感情を刺激されてしまったときは、「思い通りにいかなくて当たり前」と切り替えましょう。まずは気持ちを楽にしましょう。そして誰かに早めに相談しましょう。
 - 小規模化、ユニット化している施設においては担当職員が不安や課題を抱え込みやすい体制になりがちです。悩みは現場からは言い出しにくいものです。施設内だけで解決が図りにくいということもあります。組織としては、第三者委員の活用を工夫する、理事会機能を活かし組織全体の問題とするなど、そのときの施設状況に応じて機能すると思われる方法を講じましょう。
 - 里親家庭は日常的な相談相手が持ちにくいところがあります。里親サロン、里親支援専門相談員、先輩里親など、日頃から気軽にグチをこぼしたり、相談できる相手や場所を意識しておくことが助けになります。
 - 関わりの難しい子どもたちの受けとめについては、適切な対応方法を学ぶことも一つです。ペアレントトレーニングやセカンドステップ、アンガーマネジメントなどは、自分の関わり方の幅を広げてくれたり、見方を増やしてくれることにも役立ちます。施設内研修や里親研修等でとりあげていくことを検討してもよいでしょう。
 - 研修の情報が届きにくかったり、参加の機会がなかなか持てない場合には先輩職員や支援機関に相談しましょう。企画されている研修が必要な方たちにうまく繋がっていないことは意外と多いものです。どのような学びの機会があるかも聞いてみましょう。

ポイント

思い通りにいかなくて当たり前なのです。
遠慮せず、早めに支援を求め、
自分に合った対処方法を探してみましょう。



相談できる？



社会的養護において、「困ったら相談しましょう」「助けを求めよう」「抱え込まないで」などの言葉は以前からしばしば言われてきました。今後、小規模化、家庭的養護への流れが強まっていくなかで、それらがますます大切になってくることは間違いありません。ですので、この『養育ブック』でもそれを強調しています。

けれども逆説的なことに、困っている時ほど「相談する」「助けを求める」ことは難しいものです。というより、「本当に困っている」とはむしろそういうことなのだといえるかもしれません。つまり、相談しようにも、何に、どのように困っているのか認識できないこと、適切な時と相手を選んだり、うまく表現（発信）したりすることができないことです。また、「抱え込み」にしても、「まさに今のこの状態が抱え込んでいることなのだ」と本人は気付かない（気付けない）ことこそが「抱え込んでいる」ことにほかならない、という側面があります。

ですので、「困ったら相談する」というより、「困る前から相談する」と考えておくとうまいように思います。これはちょうど、熱中症対策みたいなイメージです。「喉が渴いたら水分補給」ではなく「喉が渴く前から水分補給」といった感じで。いえ、「相談する」は少し仰々しいかもしれません。「話題に出す」、もっというなら「口に出してみる」くらいでしょうか。「家庭的」な養育を続けていくにあたっては、そういうなんとなくの“ボヤキ”や“つぶやき”を拾ってくれるような場と人を得ることが極めて大切です。生命線とさえ言えるかもしれません。ですから、「作る」意識が必要です。地域に展開したグループホームや里親家庭などでは、いつでも、すぐに、というわけにはいかない場合も多いでしょうが、「あそこに行けばあの人がいる（話ができる、聞いてもらえる）」といったイメージがあるだけでずいぶん違うと思います。

こういう支えがあることで、相談すべきことがらの輪郭がはっきりし、自身の困り感が認識でき、そしてそれを表現できる言葉を持てるようになることは多いように思います。また、一見「抱え込まない」と対極にあるかに見える、子どもにシビアに「向き合う」ことも、自分に突き付けられた少し耳の痛い指摘を「受け容れる」ことも、実は背後にこのような支えがあることでより可能になるのだと思われます。



(4) タイムアウト、レスパイト等の具体的方策を持つ

- 実際の子どもたちへの対応のなかでは、頭で理解していても感情が刺激されることがあります。タイムアウト（一時退去）ができる現実的な工夫をしてみましょう。
 - 余裕がなくなる前に、積極的にレスパイト（息抜き）する意識を持ち、できそうなことを考え、やってみることも一つの方策になります。
-
- 今まで述べてきた自覚や意識、システムについては、頭では理解できることであり、理解をすることで予防につながる一義的なものになります。しかし時には、頭で分かっているにもかかわらず、感情が刺激されて如何ともしがたいというときがあります。
 - タイムアウトしましょう。自分の心身のバランスを取り戻す作業は大切です。早い段階でその場を離れることは落ち着く一つの手段です。子どもに「このままでは解決しないから、ちょっと離れるよ」と言って離れるということも良いでしょう。自分のコンディションが整わないままにやみくもに立ち向かうことが、事態を悪化させるということよくあります。
 - お互いの感情が高ぶっているときには、タイムアウトはしにくいものです。「なんだよ、逃げんのかよ」というような言葉を引き起こすこともあります。タイムアウトについては普段の落ち着いた生活のときに、「言い合いになってしまったら、お互いが少し落ち着くために離れることも大切にしようか」など、話し合いをしておくことが良いでしょう。
 - 話し合いの空気をつくりにくいときには、里母であったら里父、施設の担当職員であったら他の職員など、もう一つ別の立場を加えると良いでしょう。そういう工夫も成り立ちにくい、すでに子どもが受け入れないという状況であれば、それは外部に助けを求めるときです。そういう状況であるということに関係機関にも伝え、協働してもらいましょう。
 - 非常時の緊急避難的なタイムアウトとともに、慢性的に溜めこんでしまった疲労やストレスに対しては、日頃からレスパイト（息抜き）を意識して、積極的な気分転換をしましょう。疲れ切ったときにはすでに気分転換となる活動すら、する気持ちが起きなくなります。
 - 施設の場合は休日があるので息抜きはしやすいですが、里親家庭ではそうはいきません。ヘルプの人に入ってもらう、レスパイトを上手に活用する、里子も含めて里親たちで出かけるような試みをする、どういう工夫ができるのか、何が功を奏するのかは状況で違いますが、サポート機関や里親支援専門相談員に相談してみましょう。

ポイント

息抜きは「手抜き」とは違います。
あらためて取り組むための「リフレッシュ」です。
休むこと、気分転換することを大切に。



(5) 言葉や態度の背後にあるものへの理解を深める

- 子どもの言葉や態度だけに反応しない意識を持つておきましょう。
 - 言葉や態度の背後にあるものを考え、子どもの行動への理解を深めていくことが、より適切な対応をすることや冷静になることに役立ちます。
 - その子どもの現状や生活史を関係する支援者で理解し合う機会を設けましょう。
-
- 子どもへの対応に苦慮するとき、まずは目の前の状況に対処しますが、ひと段落ついて少し余裕が生まれたら、そのもととなる課題を考えていくことは必要です。目の前の状況だけへの対応のくり返しは子どもへの対応が対症療法のみとなってしまいます。
 - 施設全体として子どもの言葉や態度を冷静に捉え、表面化していない子どもの課題を見つめていこうとする土壌が保たれていると、直接のケア担当職員が子どもの言動に反応しても、施設全体としては冷静な対応を図ることができます。
 - その子どもの生活史（ライフヒストリー）をたどってみましょう。その子が生きてきた道のりのなかに何があったのかを知ることは、今起きていることの背後にあるものを考えるヒントになります。対応の幅を広げることに役立ちます。
 - 児童相談所からの情報が不十分な場合には知りたい内容を伝えて調べてもらいましょう。措置段階や委託時には情報が乏しいことが多いものです。
 - 施設においては、ジェノグラムやライフヒストリーの作成や、心理職員やスーパーバイザーの役割をとれる職員等も含めての支援計画の策定など、子どもたちそれぞれの表面化していない課題を探っていくことが必須です。
 - 里親家庭内においては心理職員やスーパーバイザーの存在がありませんが、他の里親仲間や里親支援専門相談員、児童相談所の担当福祉司や心理司などに相談するほか、里親会としてバックアップしてもらうことも良いでしょう。里親側からだけでなく、児童相談所や里親支援機関からも積極的に話し合いをよびかけるなどの能動的支援が望まれます。
 - 一人ひとりの子どもが抱える痛みやつらさ、課題等をきちんと捉えておくことは、子どもが現象面で表出する言動に刺激されることを予防します。養育者にとっては「思いもよらない行動」として見えていたものが、その子にとっては「必然の行動」と解釈していけるようにもなります。

ポイント

その子が発する言葉や行動の理由や意味を考えましょう。
多職種の協力が必要な部分です。協働しましょう。



(6) 養育者間で起こることについて



たがいに注意をしづらい

指摘をきけない

- 施設においては同じ状況と課題を共有する仲間としての集団心理が働くので、職員個人の対応がマイナスなものであったとしても、職員相互には「無理もない」という意識が生まれ、それが集団に波及していくことがあります。そこは注意すべきところです。頑張っているということに心情を寄せながらも、「ダメな対応はだめ」という施設（長）の姿勢が重要です。
- 施設のなかで子どもへの対応について気になることは、早い段階で注意や意見がし合えることがことさら大切です。施設のなかにその仕組みと文化をつくりましょう。
- とことん厳しい状況になってから初めて意見をされるというのは、子どもとのやりとりに疲弊したうえに、孤軍奮闘してきた対応についての注意を受けるといった状況です。気持ちは大変つらいものがあります。「報われない思い」です。「何をいまさら」「だったらもっと早く助けて」という気持ちが生まれ、そのときには指摘を素直に聞き入れることも難しくなります。
- 里親家庭は組織ではありませんが、ことに里子を育てていくことに関しては、「万が一、お互いに言いたいことが言いにくくなってしまった場合には、支援機関などの第三者に聞いてもらうようにしておこう」などの取り決めをしておくのも外部への相談もしやすくする方策です。里子の育児は夫婦間の協力が欠かせません。負担が片方に偏らないように、感じたことを早め早めに伝えあえるように、最初に確認し合っておきましょう。

ポイント

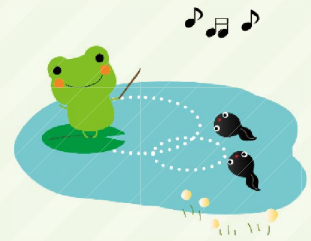
養育について、耳の痛いことを言い合える関係に。



(7) 組織のなかで意識したいこと（立場のもたらすもの）

- 子育てには絶対の答えはありません。そのため、経験や年齢を重ねていても、そのときの状況には適さない対応をしてしまうことがあります。考え直さなくてはならないこともあります。
- しかし、主任やリーダー、施設長などの立場がつくと、自分の対応が確かではないと認めにくいものです。明確な答えがない「子育て」だけに、経験則で押し通したくもなります。そうすると一般職員は意見ができなくなってしまいます。まずは聴きましょう。
- 勤めて一年目や二年目であるから見えることもあります。そういう視点が学びや気づきになり、組織としての考え方を深めます。遠慮せず、意見を出してみましょう。
- 組織上の立場をきちんとわきまえることは当たり前ですが、子どもへの不適切な対応等を施設全体で考えるためには、立場を越えての意見交換は必須です。意識と仕組みを作りましょう。
(コラム「意見の出やすい仕組みや工夫」参照)

意見の出やすい仕組みや工夫



「最近困っていることとか、気になることとかありますか？」

被措置児童等虐待に該当するほどの子どもへの重大な権利侵害行為が起きてしまったときには、そのまえに不適切な関わりが起きていることが多いものです。

大きな事故とならない予防策の一つとしてヒヤリハットを取り入れることは知られています。

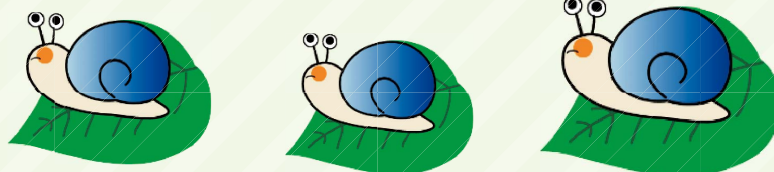
しかし、ヒヤリハットシステムは硬化した人間関係では機能しません。まずは、誰もが気軽に自分の考えを言いやすい風土をつくる必要があります。

多くの場合、1年目や2年目の職員は自分の意見に確信も持ちにくく、会議のような場での発言はしにくいものです。ことさら施設長や立場の上の人には気になることを言いにくいのが自然です。意見を述べるということは世間話とは違います。「積極的に意見を言ってください」という声掛けだけでは 行為に繋がりません。「うちは職員間でも結構話はしているし、自分が声もかけているから大丈夫」と済まさずに、出来れば施設長自らが、少なくとも年1回はあらたまった場を設け、一人ひとりの職員の意見や困り感を聴きましょう。同様に各所属の上席にあたる主任や役職者も場を設けるなど、気になることやあらたまったことを複数の立場に話せる具体的な仕組みを作りましょう。その経験をお互いが積み重ねることで、「意見を言いやすい」「意見を聴いてもらえる」という組織の風土が生まれます。

「昔、こんな関わりをしたことがあって……」

権利侵害に繋がるヒヤリハットでは、経験の長い職員自身が過去の自分の子どもへの関わりにおいて不適切であったという反省も含めて文書にし、それを全体共有し合うことも一つの方法です。経験豊富な職員は失敗も重ねてきています。失敗がダメなことではなく、失敗を活かすことこそがより良い支援に結び付くということが感じられるようになれば、経験の浅い職員も話し易いことでしょう。

里親は単独では自らの悩みに埋もれてしまいます。里親会などでの悩みの共有やふりかえりができることが望まれます。里親支援機関においても、上述のような積極的な仕組みづくりをしましょう。



3. 子どもの意見や意思を尊重するために

- 子ども自身の意見や意思を尊重することは大切ですが、上手に聴き取り、適確に対応していくことはなかなか難しいものです。
- 「尊重する」ということは、子どもの言うがままにしていくということではありません。その子どもがどのような思い、悩み、生きづらさを抱えているかということを含めて、より適切な関わりや対応につなげていくという意味での「尊重する」です。
- 措置委託される時点ではさまざまな不安があり、子ども自身がこれからのことについてじっくりと考えることは難しいものです。ポイントとなる複数の機会を上手に活かしましょう。

(1) 措置委託まで

- 生活の場が変わるといのは子どもにとって大きなことです。
- ほとんどの場合は、子どもが自ら望んで来るといった状況から始まりません。止むを得ない選択であり、期待よりも不安ばかりの状態でしょう。
- その子どもがイメージしやすいように、具体的にこれからの生活の様子や仕組みを、年齢に応じて伝えましょう。子どもによって理解度は違いますが、最初にきちんとできるだけのことを伝えてもらったうえで、新たな生活の場を自分で選ぶという意思の尊重は大切です。
- 施設等から子どもが説明を受ける場合には児童福祉司が同席し、子どもの理解度を確認し、質問をしやすくするなどの手助けをしましょう。



(2) 生活が始まってから

- 生活が始まってからしばらくは、子どもたちは高い緊張感と不安のなかにいます。生活に慣れるのに精一杯です。できるだけゆったりとした生活ができるような配慮や関わりで様子を見守り、まだ本音の言葉としては出てこない意見や意思をくみ取る意識をしましょう。
- 子どもによって時期の違いはありますが、生活に慣れてくるとともに子どもの意思表示が始まります。今までの生活との違いに抵抗が生まれるのは自然です。この時期の対応が最初の大きなポイントとなります。
- 事前に説明をしたことも含めて、今の生活の場の約束事をできるだけ明確に伝えることとなります。継続して受け入れられない、対応しきれないことをその場しのぎだけで聞き入れてしまうことは避けましょう。子どもの気持ちに理解を寄せながらも、おかしいことはおかしい、ダメなものはダメと伝えることが大切です。
- 里親家庭や施設の約束事は、外部に対してもオープンにしておきましょう。子どもとの二者関係がどうしても難しくなったときに、第三者の意見をもらったりサポートを受けるうえでも、わかりやすく文章化しておくといいでしょう。
- 子ども的心情を受けとめつつ、きちんとした姿勢は崩さない、という一貫した対応が大切です。不安定な時期であり、対応に困ったことを外部機関に相談をすることをためらう必要はありません。

(3) 権利ノート、意見箱などについて

- 権利ノートは委託時に児童福祉司が子どもに説明をしますが、その時点ではあまり必要とならないものですので、しばらくするとどこかに埋もれてしまいがちになります。そのままになってしまわないように、年一回は担当児童福祉司が所持の有無や活用の仕方を再確認しましょう。
- 権利ノートを使わざるを得ないという状況は、子どもが生活する場のなかで関わりのある人や機関に発信ができなくなってしまっているということになります。最終手段としては必要なものですが、それ以前に子どもが話しやすい第三者に生活のなかに入ってもらい、児童相談所や必要な機関が、子どもの意向を聴き取る意識をもって定期訪問をするなど、権利ノート以外の仕組みを持ちましょう。
- 意見箱は家庭養育のなかでは考えにくく施設ならではの仕組みです。そこに入る内容は日常のちょっとした不平不満から深刻な内容まで幅広いものです。施設では苦情受付担当者が開箱することが多いかと思いますが、内容をどう扱うかは施設長を含め組織として共有しましょう。
- 子どもが「誰にも言わないで」ということについて養育者が単独で抱え込むことは、多くの場合、適切な解決に進まないものです。「大切なことは必要な大人で共有して解決していくこと」を日常から子どもに説明し、生活の場の文化にしておけると対応を図りやすくなります。
- 必要以上のことを必要のない範囲まで配慮なく広めてはいけません。子どもの尊厳を大切にすることに意識を払いながら、子どもが困っていることを解決していきます。社会的養護の担い手として丁寧な意識をもって対応しましょう。



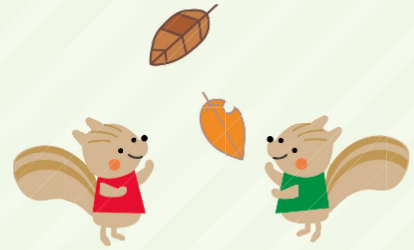
(4) 自立支援計画策定時の聴き取り

- 子どもが生活の場にある程度の慣れや落ち着きが出てくるであろう入所後3カ月頃を目安として、初回の自立支援計画を策定していくこととなります。自立支援計画に記載する子どもの意向は、今の生活のなかでの希望や今後の家族との関わりについてとなりますが、「今、困っていることやつらいことはないか」ということも聴き取りましょう。
- 聴き取るなかで気になることがあった場合には、自分のなかだけで留め置かず、施設長などに相談をしましょう。気になることをそのままにしておいた結果、大きなことにつながってしまうという事は過去にも少なくありません。それでも事態が良くなれないと感じたときには、第三者委員や他の機関に相談することも必要なことです。『早めの相談』が大切です。

ポイント

日常生活の中で意思表示する大切さを伝え、機会をとらえてその練習する機会をつくり、できたら褒めてあげるなど、子ども自身が意思表示をして良かったと思える経験が大切です。

愛着関係をどうとらえるか



こんにちは、児童福祉に携わる人で、「子どもと大人の愛着関係が大事だ」ということに反対する人は、まずいないでしょう。実際、それが大事だということは確かです。

しかし、愛着の重要性を知るがゆえに、かえって自分・子ども双方を追い詰める結果になることも、現場では往々にしてあるように思われます。というのも、「私との愛着関係をしっかり作ろう、作り直そう」と目指しはするものの、その努力がしばしば思うようには報われないためです。こんなときには、「愛着」の原義に立ち返ってみることが有益かもしれません。

愛着は、二者関係における「愛情（信頼）の絆」といった情緒的な意味合いでとらえられがちです。しかし本来は、「個体が危機的な状況になったとき、他の個体に“くつつく”ことで安全の感覚を回復・維持する」といった動物行動学的な色合いの強いものでした。つまり、愛着は元来、安全の感覚を回復・維持するための「手段」であって、関係それ自体が「目的」ではないのです。

ですから、ここで重要なのは、「この子にとっては何が安心できる状況なのか」という観点です。たとえば、恐怖を鎮め安心感を与えてくれるはずの養育者との関係が、同時に恐怖の源泉でもあるという矛盾（しかも安心と恐怖のどちらが現れるのか予測不能）を経験してきたような生育歴を持つ子どもにとっては、密接な二者関係を作ろうとする積極的な働きかけが、むしろ不安や恐怖を喚起する場合だってありえます。そのような場合には、二者の情愛・信頼関係を作ることは至上命題ではなく、その子にとって安心できる環境をどうにか見出すことのほうが優先だと考えられます。

「愛情（信頼）の絆」はもちろん大事です。しかし実務的には、それは「目標」とするよりも、安心感を維持するケアを日々繰り返す中で「結果として」育まれるもの、形成されたらもうけもの、くらいにとらえておいたほうが良いように思われます。そのほうが本来的な理に適っていますし、二者関係が煮詰って破壊的に作用する事態から少しは遠ざかれるかもしれません。とはいえ、ひとたび子どもが問題を起こせば、「自分との関係が不十分だったから?」「この子にとって自分は何なのだろう」と思い悩むのが養育者というものの少し悲しい性なのかもしれません…。

しかし考えてもみれば、人間の子育ては、他の生物種と比べると非常に重い負担をきわめて長期に亘って担うことが必要とされます。それゆえ、主たる養育者が単独で担いきるのはそもそも不可能で、周囲から社会的サポートを与えられるのが本来の形ではないかとも言われています。共同体のあり方やそこからのサポート如何が子育ての質を大きく左右するだろうというわけです。「自分との関係は核になるけれど、そこだけで勝負しない」という感覚も、どこかにあるとよいかもしれません。



4. 不適切な関わりが起きてしまったら

(1) 確認する

- ・調査、検証した結果を、関係者全員で共有しましょう。
- ・すべての養育者が、子どもたちに同じ説明ができるようにしましょう。



- まずは、施設・里親家庭として、何が起きたのかを調査します。次に、なぜ起きたのか、養育者個人の問題だけでなく組織の課題も含め検証します。検証結果はすべてのスタッフ、里親の家族で共有することが大切です。
- 調査、検証した内容を子どもたちに聞かれたときに、関わる養育者全員がきちんと同じ説明ができることが、子どもたちの安心につながります。
- 子どもたちは内容を知った上で聞いてくることもあるため、その場しのぎの説明は養育者への不信につながります。

(2) 支援を振り返る

- ・自らの支援を定期的に振り返ってみましょう。



- 不適切な関わりを繰り返さないためには、養育者一人ひとりが、定期的に日常の支援について振り返ることが重要です。
- 組織としても、各スタッフが自分自身の支援を振り返る機会を持てるようにしましょう。

★あなたは大丈夫？

ア “躰をしなくては“という思いが過剰になっていませんか？

【懲戒権の濫用】

イ 感情的に怒鳴る、威嚇・威圧する、人格を否定する、「出ていけ！」など心理的に追い詰める、または無視するなどを子どもにしていますか？

【心理的虐待】

ウ 子ども間のいじめなどを放置していませんか？

【ネグレクト】

エ 子どもの訴えに耳を傾ける余裕がありますか？

【意見表明権・知る権利の保障】



(3) 風通しのよい環境をつくる

- ・ 自立支援計画は、組織で進行管理しましょう。
- ・ 外部機関を活用し、連携しましょう。
- ・ 会議が有効に機能しているか確認しましょう。
- ・ 支援方針、スタッフの役割を共有しましょう。
- ・ ヒヤリハット報告書を作成し、共有しましょう。



- 子どもたち一人ひとりにとって何が必要なのかを見極め、その内容や子どもの意向が自立支援計画に盛り込まれているかを精査しましょう。自立支援計画の着実に効果的な実行のために、チームや施設組織で自立支援計画の進行管理を行うことが必要です。
- 里親家庭では、里父母で十分に話し合い、施設の里親支援専門相談員や児童相談所の里親担当等と連携し、何が子どもにとって必要なのかを考え、養育にあたりましょう。
- 情報共有のためには、組織で具体的な実践内容を検討することが大切です。まずは、施設での各種会議が、本当に有効に機能しているか確認してみましょう。日ごろから 幹部職員やベテラン職員にも意見が言えるような雰囲気をつくりましょう。専門家等の参加により、客観的な視点を取り入れることも有効です。
- 支援方針が決まったら、子どもたちが混乱しないよう方針を組織全体で共有し、生活ユニット、個々のスタッフ、里父、里母など、それぞれの役割を確認し、互いに理解することが大切です。
- 施設では、ヒヤッとしたことやハッとしたことがあったら、速やかに幹部職員へ報告し対処するとともに、それらを積み重ねる中で支援体制等を改善する取組みをしていくことが大切です。
- 里親家庭においては、子どもの養育が、里父、里母どちらか一方の意見に左右されていないか確認してみましょう。また、ヒヤッとしたことやハッとしたことについても、里父と里母の間で共有し、内容によっては児童相談所に報告や相談をしましょう。
- スタッフ間や里父母間の信頼関係を強化することや、スタッフ・里親の疲弊を軽減するメンタル面のサポート体制を確保することも重要です。

ポイント

大切なのは、各自が振り返り、
それをみんなで共有すること！

(4) 外部の目を入れる

- ・定期的に「外部の目」が入る環境をつくりましょう。
- ・第三者委員やオンブズパーソンの仕組みを整備しましょう。
- ・ボランティア、実習生、見学者を積極的に受け入れましょう。
- ・「外部の目」を入れることが、子どもの安心安全の保障につながります。



- 偏った支援や誤った対応を予防するためには、第三者の目がとても重要です。定期的に「外部の目」が入る環境をつくりましょう。
- 子どもや保護者の意見をしっかり受け止め対処するために、第三者委員やオンブズパーソンなどの仕組みを整備しましょう。
- ボランティア、実習生、見学を積極的に受け入れることで、日常的に外部の目が入るようにし、支援の様子や運営について感じたことを聞く機会をつくりましょう。
- 常に「外の人が見たら、どう感じるだろうか？」ということ意識するとともに、気になったことがあったら互いに声をかけ合い、客観的な視点を持てるように努めましょう。
- 子どものプライバシーへの配慮や防犯対策はとても重要です。しかし、そのことを理由に、外部の目が入ることを避けてはいけません。外部の目が入ることは、子どもの安心や安全を保障することにもつながるということを忘れないようにしましょう。

(5) 養育者のスキルアップを図る

- ・子どもの特性を理解し、対応方法を確認しましょう。
- ・年1回以上研修を受講できる環境を整えましょう。
- ・スーパーバイザーによりOJT体制を確保しましょう。
- ・社会資源を活用しましょう。



- 養育者がそれぞれの子どもの特性をあらためて理解するとともに、それぞれに応じた対応方法についても確認しましょう。
- ケーススタディなどを取り入れた研修の実践や、外部の研修に参加しやすい環境を整え、全員が年1回以上の研修参加を目指しましょう。
- スーパーバイザーの役割を明確にし、スタッフが日々の支援の中で疑問に思ったことや悩んだことなどをすぐ相談できる体制を確保しましょう。
- 様々な課題を抱える子どもへの支援について検討する際、施設や里親だけでは手詰まりとなる場合もあるため、児童相談所、学校、児童心理治療施設、保健センター、医療機関、社会福祉協議会、地域の民生委員児童委員や主任児童委員などの人材を活用してみましょう。



(6) 子どもが意見表明できる仕組みを再確認する

- ・子どもは権利の主体であり、ひとりの人間として尊重しましょう。
- ・子どもがホッとできる居場所をつくりましょう。



- 子どもは、権利の主体であり、子どもの立場に立った支援の実践が必要です。子どもたち一人ひとりを一人の人間（人格）として尊重し、自尊心を高める支援や、社会に出た際に人との信頼関係を築くことができる支援を基本としていることを再認識しましょう。
- また、子どもがホッとできる居場所を確保し、自分の思いを表現しやすい環境を整えましょう。



ポイント

誰だっていつも冷静になんてなれません！
だからこそ、まわりの人や環境を上手に活用し、
子どもの心の声に耳を澄ませることができる
「もう一人の自分」をつくっておきましょう・・・

〈ご紹介〉

子どもとの関わりに困ったり、悩んだりしたときのアドバイスとしては、神児研（神奈川県児童福祉施設職員研究会）が次の冊子を作成しています。主に新任職員の悩みに対して、現場の中堅職員やベテラン職員が自分の体験からしてくれたアドバイスをQ & Aの形でまとめています。

この養育ブック2とともに、困ったときの一助として開いてみてください。

『お助け アドバイス集 ～神児研の仲間から困っているあなたへ～』
神奈川県児童福祉施設職員研究会調査研究委員会編 平成29年3月

神奈川県内の児童養護施設等に配布されています



5. 被措置児童等虐待について



(1) 被措置児童等虐待とは

- 被措置児童等虐待とは、施設・一時保護所の職員や里親が子どもたちに行う虐待です。
- 施設等においては、子ども間での暴力やいじめを放置することも指します。

- 被措置児童等虐待とは、児童虐待防止法（第2条）で定義されている次の虐待行為を施設職員等が行ってしまうことです。

身体的虐待 … 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待 … わいせつな行為をすること、又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること

ネグレクト … 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の施設職員等としての養育または業務を著しく怠ること

※子ども間での暴力やいじめを放置することも含まれます

心理的虐待 … 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(2) 起きた場合の対応

- 被措置児童等虐待等が起きた場合の流れを知っておきましょう。
- 起きた事から学んだことを共有しましょう。



- 児童間に重篤な事案が起きてしまった場合は、施設においては児童福祉施設協議会が作成した「子ども間における重篤な事故の予防と対応」（平成30年3月作成）を参考にしましょう。
- 具体的な行政機関の対応は、例えば神奈川県においては、県子ども家庭課・障害福祉課が作成した『被措置児童等虐待への対応について（行政機関における対応）』（平成21年4月作成）等に沿って行われます。
- 里親においては、例えば神奈川県における「里親養育ハンドブック（制度編）」などを参考にしましょう。
- 事故後の改善計画の進捗状況は、施設内部での検証とともに、必要に応じて児童福祉審議会などへ報告されます。
- 子どもたちへのより良い支援のためには、施設間の情報共有と意見交換による気づきが必要です。事故のあった施設は、可能な範囲で事故について情報をオープンにし、神奈川県児童福祉施設職員研究会などにおいて意見交換を行いましょう。

ポイント

備えあれば憂いなし……



ひとりひとりの素晴らしい人生のために



養育者が目指す「人権擁護」とはなんでしょうか。それは、子ども一人ひとりがその存在を歓迎され、安心して大人を頼り、危険や恐れ、不安にさらされることなく、またそこから助けられ、自分の意志で最大限選択することが出来、主体的に人生を歩んでいける環境が守られることと言えます。そして養育は、その人権擁護を土台にして築かれる、子どもの育ちと人生の歩みに寄りそう関わりの作業です。

私たちが関わる子どもたちは、年齢に関わらず深い寂しさや秘めた願いを持ちながら生活をしています。子どもが反抗的なとき、拒否的なとき、子どもが他者や自分を傷つけるとき、養育者は悩み、傷つき、打ちのめされもします。そのときは、養育者自身が支援を受けるべきときでもあります。しかし、そのときこそ、その子が何に傷ついているのかを考え、子どもの心に一步でも歩み寄ろうとする。そのことが、子どもと養育者との関わりの確かな土台となっていくでしょう。

自分が受け入れられているというあたたかな体験と安心のなかで、子どもは自信を持って前に進んだり、戻って来たり、試行錯誤をしながらも自らを信じて選択をしていきます。そのことが子どもが自分自身の人生を築く礎となっていきます。養育者の役割は、その子どもの今の姿を喜び、当たり前の日々の中に成長を見出し、子どもが自分自身で選び進んでいく道のりを勇気づけていくことでもあるでしょう。

養育者として「不適切な関わり」にならないように注意を払うことは大切ですが、そのことは、委縮して消極的に関わることはありません。生活の場が子どもにとって安心してくつろげる場となるように、成人してもなお心の励みとなれるように、関わりを積極的に模索していきましょう。

将来にわたり、子ども一人ひとりが主体となって自分自身の個性を楽しむことのできる素晴らしい人生を歩んでいけるよう、より良い時間を子どもたちと一緒に築いていきましょう。未来へのその喜びが、私たち養育者の心を支えてくれる力になることでしょ



子どもの権利擁護研究会の設置について

1 設置の目的

社会的養護で暮らす子どもの権利擁護については、本県独自のガイドライン及び指針等を作成し、児童福祉施設、里親、児童相談所、社会福祉協議会及び行政等が協働で取り組んできたところである。その結果、権利擁護の意識は着実に高まっている一方、支援者側の職員の交代が著しいことなどから、ガイドライン等の共有を改めて行うことが必要不可欠になっている。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化から、これまで経験したことのないような権利侵害の事例が発生し、取り組むべき新たな課題となっている。

そこで、子どもの権利擁護に関するガイドライン等を、現状に即した内容になるよう見直すと共に、社会的養護に関わる支援者が確実に共有できるような仕組みを検討するため、この研究会を設置するものとする。

2 構成等

- (1) 研究会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 研究会に座長を置く。
- (3) 研究会は、必要に応じて専門家に助言を求めることができる。
- (4) 研究会は、必要に応じて関係者から意見を求めることができる。
- (5) 研究会の庶務は、神奈川県社会福祉協議会において処理する。

3 検討課題

- (1) 『「子どもの権利を擁護するために」指針』（平成18年9月）の改訂について
- (2) 『「子どもの権利を擁護するために」指針Part 2』（平成20年3月）の改訂について
- (3) 『想定事例集』の改訂について
- (4) 『子どもの安全と安心を護る養育ブック』（平成22年3月）の改訂について
- (5) 改訂後のガイドライン等を支援者が確実に共有できる方策
- (6) その他

(別紙) 研究会構成員

	所属機関等	氏名	役職名等
1	唐池学園	鶴飼 一晴	児童福祉施設協議会会長 ◎座長
2	聖母愛児園	佐藤 慎一郎	施設長
3	川和児童ホーム	内海 新祐	心理士
4	春光学園	児山 秀一	副施設長、FSW
5	白十字会林間学校	若林 綾子	副主任
6	心泉学園	飯塚 富美	施設長
7	川崎こども心理ケアセンター かなで	村岡 薫	副施設長

8	横浜家庭学園	有馬 光彦	園長代行
9	至誠館さくら乳児院	渡部 紀子	施設長
10	相模原南児童ホーム	曾我 幸央	施設長
11	神奈川県子ども自立生活支援センター	臼井 泉	支援部副部長兼自立支援課長
12	神奈川県子ども家庭課	鶴岡 裕晃	副主幹
13	//	杉山 次郎	非常勤（福祉職）
14	神奈川県中央児童相談所	井上 保男	所長 ○副座長
15	//	鈴木 浩之	虐待対策支援課長
16	横浜市こども家庭課	岡 聰志	担当係長
17	横浜市北部児童相談所	高添 純二	所長
18	相模原市児童相談所	馬場 貴孝	養護班統括副主幹
19	神奈川県里親会	岡 清子	副会長、養育里親
20	里親相談員	清水 三和子	養育里親

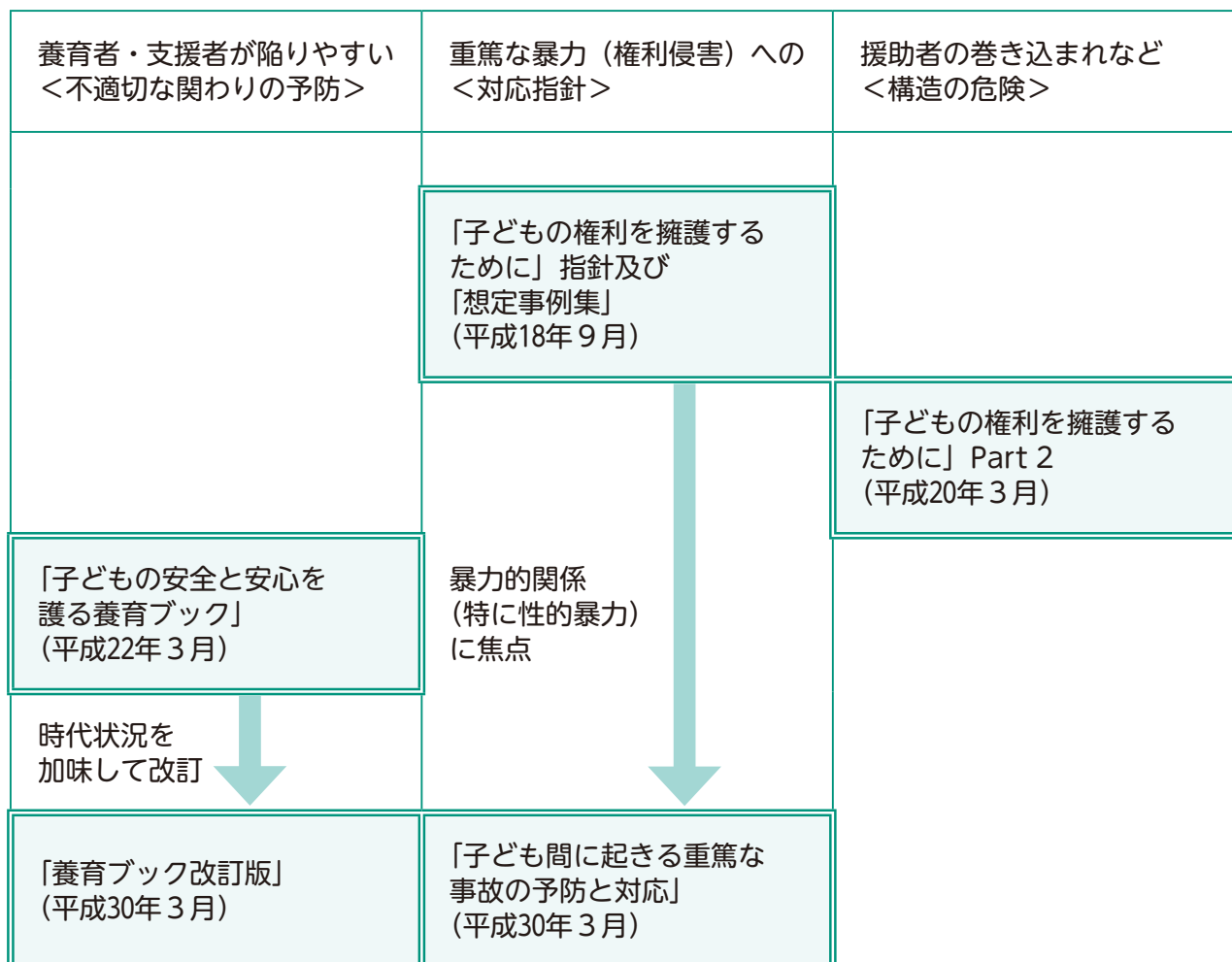
【参 考】

改訂作業の過程など

- ① 【29年 8月】 研究会構成員の調整
- ② 【9月14日】 第1回研究会開催
内容：趣旨の共有、役割分担、スケジュール確認ほか
- ③ 【10月～12月】 研究会構成員で分担し、改訂案を執筆
- ④ 【12月7日】 第2回研究会開催
内容：改定案の内容協議・すり合わせほか
- ⑤ 【30年2月5日】 第3回研究会開催
- ⑥ 【2月中旬～3月中旬】 改訂案を施設、里親、児相に公開し、意見を募集
- ⑦ 【3月15日】 第4回研究会開催
*⑥を踏まえ再度研究会で検討、改訂案を加筆修正し内容を確定、
完成後、施設、里親、児相等に配付
- ⑧ 【4月以降】 平成30年度施設長研修、神児研研修、人権研修、児相研修、
施設内研修等において、新しい指針等を教材にした研修を実施

(参考)

<当協議会が作成した権利擁護関連冊子の流れと相関>



神奈川県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会では、そのときの社会状況や子どもに起こっていることの変化に応じて、子どもの権利擁護を目的とする冊子を上記のような流れのなかで作成を重ねています。今回は不適切な関わりの予防と対応指針について、改訂を図ったものとなります。

- 「養育ブック改訂版」は、養育にたずさわるすべての職員、里親、また子育てに悩む親御さんなど、誰もが気軽に手に取って参考にできるような内容としています。
- 「子ども間に起きる重篤な事故の予防と対応」は、暴力的な関係（特に性的暴力）が起こる要因と予防を考えるとともに、事故が起こってしまった場合の具体的な対応の指針を示しています。
- 「子どもの権利を擁護するために」Part 2は、養育の構造のなかでは援助者が巻き込まれていく危険性をとりあげたものです。

養育ブックを自分のものにしましょう

「養育ブックを使おう」

養育ブックは、使うことで、より自分のものになっていきます
書き込んだり、話し合う素材にしたり、考える素材としてください



例えば...

● 今の思いを書きこんでみる

自分が関わっている子どもとの間で感じること、がんばっていること、グチりたいこと、そんな思いをブックの余白に書いたり、別紙に書いて挟んでみたり、養育ブックに自分の今の養育への気持ちを書いてみましょう。書くことが客観的に考える助けになり、一般論から自分の問題へと変えてくれます。

一年に一回や二回、養育ブックをとり出して眺めてみましょう。書き込んだときの気持ちも含めて、原点に立ち返る助けになると思います。

● 研修やサロンなどで、話し合う題材にしてみる

ことに第2章 (p. 6～p.13) の内容を話し合うのは考えるキッカケになりそうですね。

- 私がカチンとくる言葉や態度は？
- 気持ちが切り替えられるとき、切り替えられないとき
- この子はこんな思いだったんだ、と感じたときのこと
- もっと手伝ってよ、って誰に思う？

→そして、そんなときどうしてる？ そうそう、私はね。。

などなど、他にも自由に利用してみてください。

養育ブックの内容は、分かち合うことに意味があります。子育てのテキストではなく、子育ての悩みを話し合うときのワークブックとして、使えそうなところをとり出して活用してください。



